

精神障がい者社会適応訓練事業について

1 本事業の目的及び内容

社会適応訓練（職親制度）は、精神障がい者の社会復帰のため、職親に委託して、一定期間の訓練を行い、就労を目的とした社会参加の促進を図るもの。

- ・期間は6か月（最長3年まで延長可）
- ・委託先職親に委託料を支払い（1人1日あたり2,000円（うち900円は訓練生へ））
- ・訓練は1日6時間、月20日を上限とする

2 本事業の背景

①精神障害者社会適応訓練事業の国の動き

昭和57年度～ 精神障害者社会適応訓練事業(以下、「社会適応訓練事業」と略す)の前身の「通院患者リハビリテーション事業」が開始。
協力事業所への委託料については、国庫補助があった。

平成7年度～ 「精神保健法」から「精神保健福祉法」に改正されるのにあたり、法定化され、「通院患者リハビリテーション事業」から「精神障害者社会適応訓練事業」へと名称が改まる。

平成15年度～ 社会適応訓練事業の委託料が国庫補助の対象からはずれる。

平成18年度～ 障害者自立支援法施行で就労支援の強化が図られる。
障害者雇用促進法が改正され、精神障害者が法定雇用率の対象になる。

平成24年度～ 社会適応訓練事業の条文が精神保健福祉法から削除(平成24年3月31日付)。

②本市の社会適応訓練事業の動きと現状

平成8年度～ 大都市特例の実施に伴い福岡県から事業移管。「福岡市精神障害者社会適応訓練事業」を開始。

平成20年度～ 「福岡市事業の仕分け」において「事業の必要性はあるが内容の見直しが必要（より就労につながるように改善を）」との評価を受ける。

平成22年度～ 社会適応訓練事業の役割を明確にするために、「雇用型」「適応型」に分けての事業を開始。（現在まで「雇用型」の利用は無し）

平成25年度～ 利用者の減少を受け、制度の一部改正を行う

- ・3か月ごとに実施していた判定会を廃止し、訓練開始・延長・終了について、精神保健福祉センターにて随時判断する。
- ・適応型訓練について、3か月ごとに雇用型への移行を検討する

3 他制度との比較

〈平成24年度時点〉

	精神障がい者社会適応訓練	職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業〔障がい者就労支援センター〕	就労移行支援事業〔社会復帰支援事業所〕	就労継続支援(A型・B型)〔社会復帰支援事業所〕	〔ハローワーク〕
内容	協力事業所へ一定期間通い、作業を通じて集中力、持続力、対人能力、環境適応能力等を習得できるよう就労訓練を行う。 〈15か所〉	本人、家族及び関係機関や企業からの相談に応じるとともに、ジョブコーチを派遣して、就労面と生活面の双方から総合的に支援する。また、就労に向けての実習先としてサポーター企業の登録や委託訓練を実施。 〈サポーター企業 約70社〉	一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。 〈24か所〉	就労の機会や生産活動の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。 〈A型 8か所〉 〈B型 33か所〉 *重複あり	求職登録を行い、職業相談や紹介等を行う。本人の状況や希望に応じて、公共職業訓練のあっせん、トライアル雇用、ステップアップ雇用等の各種支援策も活用。また、事業主に対しての障がい者雇用についての支援も行っている。
対象者	病状の安定した精神障がい者	15歳以上の一般企業への就労を希望する障がい者	一般企業への就労を希望する障がい者 *障がい者福祉サービスの利用申請に基づき調査し支給決定	一般企業での就労が困難な障がい者 *障がい者福祉サービスの利用申請に基づき調査し支給決定	一般企業への就労を希望する障がい者
訓練期間	原則6か月 通算3年を限度として延長可能	体験実習；数日～2週間 アセスメント実習；数日～1週間	原則2年間	期限なし	トライアル雇用；3か月を限度 ステップアップ雇用；3～12か月 委託訓練；原則3か月

	精神障がい者社会適応訓練	職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業〔障害者就労支援センター〕	就労移行支援事業〔社会復帰支援事業所〕	就労継続支援（A型・B型）〔社会復帰支援事業所〕	ハローワーク
報酬等	事業者訓練生1人1日当たり2,000円で委託し、事業所から本人に900円を支給	実習；事業者、対象者ともに無償	事業所には、障がい福祉サービスとしての報酬を、利用者には、作業収入が発生する場合、工賃を支給 *課税世帯(本人と配偶者)については利用料の自己負担が必要	事業所には、障がい福祉サービスとしての報酬を、利用者には、作業収入が発生する場合、工賃を支給 *A型は雇用契約を結ぶことができる *課税世帯については利用料の自己負担が必要	トライアル雇用；有期雇用契約を締結し、事業主に月4万円の奨励金を支給 ステップアップ雇用；有期雇用契約を締結し、事業主に月2万5千円の奨励金を支給 委託訓練；事業所へ月6万円の委託料を支払う
支援体制	保健福祉センター精神保健福祉係職員が事業所と協力して支援。 3か月毎に、雇用型訓練への移行を検討。雇用型では就労支援センターに登録し、連携して就労に向けての具体的な支援を行う。	ジョブコーチが、相談への対応から実習中の支援、就労に向けての支援、就労後のフォローまで行う。	施設内では、作業やSSTなどの訓練を行い、必要に応じて外部実習を実施。ジョブコーチ等の相談員が、施設内訓練・実習中の支援、就労に向けての支援、就労後のフォローまで行う。	施設内では、作業やSSTなどの訓練を行う。相談員が、施設内訓練を中心に、一般就労を希望する場合には、障がい者就労支援センターに登録し、連携して支援する。	専門の職員・職業相談員がケースワーク方式によりきめ細かな支援を行う。
就労支援					
就職相談	×	○	×	×	○
訓練	○	○	○	○	○
就職活動・定着支援	×	○	×	×	○
福祉的就労	○	×	○	○	×
生活訓練	○	×	×	×	×

(参考) 精神障がい者社会適応訓練利用者, 就労者数

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
訓練生実数	33	34	24	21	16	11	9	9	2	2	3
うち, 新規訓練者数	13	18	8	11	4	4	4	4	0	2	1
新規就労者数	4	3	3	1	4	1	0	2	0	0	0

*平成26年度は平成27年2月末現在

*19~23年度就労者8名の就労経路; 職親もしくは職親関連施設に就労2名、就労支援センター利用2名、ハローワーク利用1名、その他3名

(参考) 障がい者就労支援センター利用者, 就職者数

<利用(登録)者数>

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
障がい者全体	1806	2023	2193	2365	2538	2725
精神障がい者	489	577	685	757	840	924

<就職者数>

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
障がい者全体	126	150	176	141	188	191
精神障がい者	26	45	58	51	69	78

*平成25年度は精神障がい者に発達障がいを含んでいる。

4 今後の事業の方向性

事業終了に伴う諸課題については、他の就労支援制度の利用等により対応可能なものと考えられ、また、本事業の果たす役割は大幅に減少していると考えられる。よって、本事業は終了し、精神障がい者の就労支援については、他の制度を活用していく方向で進めていくものとする。

事業を終了するにあたっては、職親に対して説明するとともに、本事業が「福岡市障がい者保健福祉計画」の就労支援施策に掲載されていることから、障がい者保健福祉専門分科会において、事業終了の了承を得ることが必要と考えられる。